

声 明

2022年2月22日 福岡優生保護法被害弁護団

本日、大阪高等裁判所は、旧優生保護法違憲国賠大阪訴訟につき、原審判決を取り消し、被害者らの請求を認容する画期的な判決を言い渡した。

本判決は、原審に引き続き、旧優生保護法の違憲性を明確に認めた上で、旧優生保護法により被害者らが受けた被害は、優生手術による身体への侵襲等にとどまらず、「不良」との認定を受けたに等しく、個人の尊厳を著しく毀損したことも被害の一環であると認めた点において、評価に値するものである。福岡訴訟では、優生手術そのものではなく、不良な存在として偏見・差別を受ける地位に置かれたこと等こそが被害の本質であると主張しているところ、本日の判決は我々の訴えにとっても大きな後押しとなるものである。

さらに、優生手術を受けた本人のみならず、配偶者の被害を認めた点も評価できる。

また、除斥期間の適用について、旧優生保護法によって障害者らの司法へのアクセスが制約されたため、訴訟を提起することが不可能または著しく困難であることを認め、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境が解消されてから6か月を経過するまでの間、除斥期間の適用が制限されるものと解するのが相当であるとして、控訴人ら3名についてその適用を認めなかった点も評価できる。

他方で、本判決が的確に指摘しているように、旧優生保護法によって作出・助長された「非人道的かつ差別的な烙印ともいふべき状態」、それによる個人の尊厳の著しい毀損は、優生条項の削除のみによっては解消されておらず、国が検定教科書等を通じて普及させた国民優生思想は、今も社会に深く根を張っている。すなわち旧優生保護法による被害には継続性・現在性が認められ、国には自らの立法行為等によって作出したこの被害構造を抜本的に解消する義務があるといふべきである。すなわち、国のかかる義務を果たしていないという違法行為は今も継続しており、被害は日々新たに生じ続けているのである。

したがって、そもそも本件被害に除斥期間は適用されないといふべきである。

そうではあるものの、本日の判決は、全国の類似訴訟の中で初めての勝訴判決であり、全国の被害者に勇気を与え、元気づける画期的な判決であったことを改めてともに喜び、大阪訴訟原告団、弁護団の功績に拍手を送りたい。

国には、この判決を厳粛に受け止め、上告せず、現在係属しているすべての訴訟につき、差別のない和解による解決を決断するとともに、現在も生み出され続けている被害を解消するための有効な施策を講じるため、原告団との交渉の席につくことを強く要求するものである。